

○下諏訪町防災・減災まちづくり条例

平成30年12月21日

町条例第22号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 自助の取組（第4条・第5条）
- 第3章 共助の取組（第6条—第8条）
- 第4章 公助の取組（第9条—第18条）
- 第5章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害から町民の生命、身体及び財産を守るための基本理念を定めるとともに、町民、事業者、自主防災組織及び町の責務や役割を明確にすることにより、地域の人と人とのつながりを大切にした、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 防災・減災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、被害を最小限にとどめることをいう。
- (3) 町民 町内に居住する者又は町外からの通勤者、通学者等町内における滞在者をいう。
- (4) 事業者 町内で事業を営む個人又は法人をいう。
- (5) 自主防災組織 行政区（以下「区」という。）又は事業所等を単位とし、自らの地域や職場を自ら守るため、日頃から地域住民とともに防災・減災活動に取り組む組織をいう。

(6) 避難行動要支援者 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生した場合や災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

(7) 避難支援等関係者 消防、警察、自主防災組織、民生児童委員、社会福祉協議会その他避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる者をいう。

(8) 防災関係機関 国、県、その他地方公共団体及び消防、警察、自衛隊その他防災に関係する機関をいう。

(基本理念)

第3条 防災・減災まちづくりは、次の各号に掲げる理念に基づき、町民、事業者、自主防災組織及び町がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携を図りながら協力することを基本理念として行わなければならない。

(1) 町民及び事業者が自らの生命は自らが守るという防災・減災の基礎となる自助の理念

(2) 町民、事業者及び自主防災組織が地域においてお互いに助け合うという共助の理念

(3) 行政が自助及び共助を支え、町民等を支援する公助の理念

## 第2章 自助の取組

(町民の自助)

第4条 町民は、次に掲げる事項を実施することにより災害に備え、自己及び家族等の安全の確保に努めなければならない。

(1) 災害時に必要な生活物資を備蓄すること。

(2) 建物等の耐震化及び家具等の転倒、落下等の防止のための措置を講ずること。

(3) 災害時における情報の収集方法及び家族等の連絡先、連絡方法等の確認を行うこと。

(4) 地域の危険箇所を地区防災マップやハザードマップ等で確認を行うこと。

(5) 災害時における避難方法及び避難場所の確認を行うこと。

(6) 防災・減災に関する意識及び知識の習得に努めること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、自らを災害から守るため必要な事項

(事業者の自助)

第5条 事業者は、次に掲げる事項を実施することにより災害に備え、従業員及び来訪者（以下「従業員等」という。）の安全の確保に努めなければならない。

- (1) 災害時における従業員等の避難に必要な研修、訓練等を実施するなど安全確保の措置を講ずること。
- (2) 災害等により従業員等の帰宅が困難になった場合の滞在場所の確保及び滞在のため必要となる生活物資を備蓄すること。
- (3) 災害時に必要となる資機材等を整備すること。
- (4) 災害時における避難方法及び避難場所の確認を行うとともに、従業員等への周知を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自らを災害から守るため必要な事項

### 第3章 共助の取組

#### （町民の共助）

第6条 町民は、自らが居住する地域の一員である責務と役割を自覚するとともに、自らが居住する地域に日頃から関心を持ち、地域でのつながりを意識し、町及び地域の活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

- 2 町民は、自らが居住する地域の自主防災組織に加入するよう努めるものとする。
- 3 町民は、自主防災組織が実施する防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

#### （事業者の共助）

第7条 事業者は、自らが所在する地域の一員である責務と役割を自覚し、当該地域の町民及び自主防災組織と連携するとともに、当該地域における防災活動に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、自主防災組織が実施する防災活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

#### （自主防災組織の共助）

第8条 自主防災組織は、町民及び事業者と協力し、地域における防災活動を実施するものとする。

- 2 自主防災組織は、地域における防災活動を担う中心組織として、迅速かつ円滑にその活動が行えるよう、自主防災組織の活動を担う人材の育成及びその他自主防災組織の活動の充実に向けた取組を実施するよう努めるものとする。

- 3 自主防災組織は、地域の特性に応じて、町民及び事業者が当該地域に係る自主防災組織の活動に参加しやすいよう、環境の整備に努めるものとする。
- 4 自主防災組織は、災害に対する日頃の備え、災害が発生した際の的確な行動等、防災意識の普及に努めるものとする。
- 5 自主防災組織は、地域の実情に沿った情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救助、救護等の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- 6 自主防災組織は、災害時に必要となる生活物資を備蓄するとともに、防災資機材を整備するよう努めるものとする。
- 7 自主防災組織は、地域における災害危険箇所、避難場所、避難方法等を把握するとともに、当該災害危険箇所等について町民及び事業者に周知するよう努めるものとする。

#### 第4章 公助の取組

##### (町の責務)

第9条 町は、町民の生命と財産を災害から守り、その安全を確保するため、防災・減災のために必要な災害対策を講ずるとともに、地域防災体制の整備を効率的かつ効果的に実施しなければならない。

- 2 町は、町民及び事業者と連携協力して、防災・減災対策を実施するとともに、自助、共助による防災・減災対策活動を支援しなければならない。
- 3 町は、職員の災害に対応する能力、防災・減災に関する知識の習得及び技術の向上を図るため、職員に対する訓練、研修等を行わなければならない。
- 4 町は、防災知識の普及及び防災に関する情報の提供を積極的に推進するとともに、防災に関する教育充実を図り、町民及び自主防災組織の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めるものとする。
- 5 町は、防災・減災対策を推進するため、常に防災関係機関との連携に努めなければならない。
- 6 町は、災害に関する正確な情報を迅速かつ確実に収集し、町民及び事業者等に伝達しなければならない。
- 7 町は、地域における防災力向上のため防災士の育成に努めるものとする。

##### (自主防災組織との連携)

第10条 町は、災害時における自助、共助の基盤となる自主防災組織と密接な連携

協力を図り、地域の総合的な力をもって住民の安全確保に努めなければならない。

2 町は、災害時、災害が発生した区と的確な情報の共有をするため、地域防災地区担当職員を任命し担当区に派遣するものとする。

(自主防災組織の育成及び支援)

第11条 町は、自主防災組織の育成のために必要な支援を行うものとする。

2 町は、自主防災組織の活動が円滑に行われるよう必要な助成及び研修の実施に努めるものとする。

(ボランティア団体との連携)

第12条 町は、災害時においてボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、あらかじめボランティア団体その他関係機関と連携体制の確立に努めなければならない。

(避難行動要支援者の避難支援体制整備)

第13条 町は、避難行動要支援者に対する情報提供及び避難支援が円滑に行われるよう、避難支援体制の整備に努めなければならない。

2 町は、避難行動要支援者に係る個人情報について、災害時など特に緊急かつやむを得ない場合は、下諏訪町地域防災計画及び下諏訪町避難行動要支援者登録制度実施要綱（平成29年下諏訪町要綱第25号）に基づき、避難支援等関係者に必要な個人情報を提供することができる。

3 町及び前項に規定する個人情報の提供を受けた者は、当該個人情報を適正に管理しなければならない。

(備蓄物資の整備)

第14条 町は、災害が発生した場合に必要な食料、飲料水等の生活物資を備蓄するとともに、防災資機材を整備するものとする。

(応急体制の確立)

第15条 町は、災害時において、町民、事業者及び自主防災組織の協力を得て、防災関係機関と連携し、一体となって、直ちに応急対策を行うための体制を確立し、避難所の開設、災害情報等の収集及び伝達体制の整備並びに応急医療体制の整備等、必要な措置を講じなければならない。

(復旧及び復興体制の確立)

第16条 町は、災害により町内に被害が発生したときは、防災関係機関と連携協力

し、下諏訪町災害対策本部を中心とする復旧及び復興体制を確立しなければならない。

(防災訓練の実施)

第17条 町は、防災関係機関及び自主防災組織と連携を図り、地域の特性に応じた実践的な防災訓練を積極的かつ計画的に実施するものとする。

(防災・減災の啓発)

第18条 町は、町民及び事業者に対し、自助、共助の意識の高揚を図るため、防災・減災に関する啓発活動を推進するものとする。

2 町は、子どもから高齢者までそれぞれに応じた防災・減災に関する知識、技術及び災害発生時において適切に行動する力、命を守る力を身につけることができるよう、防災・減災に関する教育を推進するものとする。

## 第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。